

道路交通法施行令の一部を改正する政令案要綱

一 横断歩道等の設置方法に係る規定の整備

都道府県公安委員会が横断歩道又は自転車横断帯を設ける場合において、一定の要件に該当するときは、一部の道路標識を設置しないことができることとする。（第一条の二関係）

二 自動車の最高速度に係る規定の整備

(一) 自動車が一定の要件に該当する一般道路を通行する場合の最高速度を三十キロメートル毎時とすることとする。（第十一条関係）

(二) その他所要の規定を整備する。

三 施行期日等

(一) (二)を除き、この政令は、令和八年九月一日から施行することとする。

(二) 一については、公布の日から施行することとする。

(三) 所要の経過措置を設ける。